

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成27年4月20日

奈良県知事 荒井 正吾

1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県障害者芸術祭開催等事業

(2) 業務の目的

障害のある人となない人が、ともに美術、音楽、身体表現等の創作活動を行う場を設定することにより、お互いの交流、気づき、出会いの機会を創出するとともに、障害のある人がもつ芸術的才能を掘り起こし、より一層の社会参加の促進を図り、障害のある人となない人の「つながり」を深める取り組みを実施する。

また、障害のある人の芸術・文化活動への参加促進を図るためには、障害特性を理解し、かつ、芸術・文化に関する専門知識・技術をもった指導・支援者の確保が必要であることから、これらを養成し、指導・支援が可能な者及び指導・支援を必要とする障害のある人等への必要な情報提供を行う。

(3) 業務の内容

①奈良県障害者芸術祭開催事業

ア. 障害者芸術祭プレプロジェクトの実施

イ. 障害者芸術祭の開催

ウ. 障害者芸術祭（プレプロジェクト含む）の県民への周知

②障害者アートボランティア人材バンク運営事業

ア. 障害のある人の芸術・文化活動の指導・支援が可能な者の養成

イ. 障害のある人の芸術・文化活動の指導・支援が可能な者及び指導・支援を必要とする障害のある人等への情報提供

(4) 委託予定金額

予算額8,300千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

〔内訳〕奈良県障害者芸術祭開催事業 7,600千円

障害者アートボランティア人材バンク運営事業 700千円

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する、「奈良県障害者芸術祭開催等事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すところによる。

(6) 履行期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

2 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 平成27年4月20日（月）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成27年4月20日（月）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、そ

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。

- (7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者であること。（提案書提出時点において登録が認められていたら可とします。）
- (13) 本件業務と同種又は類似の業務を実施した実績を有する者であること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県健康福祉部障害福祉課療育係

電話番号 0742-27-8517

ファクシミリ 0742-22-1814

電子メールアドレス syogai@office.pref.nara.lg.jp

- (2) 仕様書及び奈良県障害者芸術祭開催等事業委託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）の配布平成27年4月20日（月）から同年5月15日（金）午後5時までの間に、(1)の担当部局またはインターネットの「奈良県障害福祉課ホームページ」から入手するものとする。

- (3) 企画提案書等の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

- (4) 説明会の開催、質問の受付等

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。